

証券コード 6099
2022年3月7日

株 主 各 位

長野県松本市出川町15番12号
株式会社 エ ラ ン
代表取締役社長 櫻 井 英 治

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年3月22日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の健康を守るため、健康状態にかかわらず、極力、書面又はインターネットによる議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 長野県松本市深志1-3-21
アルピコプラザホテル3階「ミヤビエ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第28期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 代理人が株主総会に出席される場合、定款第17条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎ 当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
- ◎ 株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。
- ◎ カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kkelan.com>）に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kkelan.com>）に掲載させていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場の株主様に受付前の検温を実施させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。また、正しくマスクを着用されていない方のご入場もご遠慮いただきますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会会場において、役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。
- ◎ 当社役員におきましても、新型コロナウイルス感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。可能性がございます。予めご了承のほど、よろしく申し上げます。

事業説明会 中止のお知らせ	定時株主総会の終了後、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした「事業説明会」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響など、諸般の事情に鑑み、昨年に引き続きまして、「事業説明会」を中止させていただきます。
------------------	---



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年3月23日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月22日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月22日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

株式会社エラン 部中

XXXXXXXX 年 X月 X日

株式会社エラン

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

株式会社エラン

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

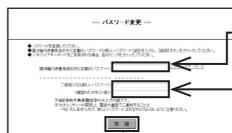
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により感染拡大地域においては緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されるなど、社会経済活動が大きく制限されました。一方、新型コロナウイルスの接種や感染対策が段階的に進み、新規感染者数の減少傾向が続いたことから、社会経済活動は徐々に持ち直しの動きがみられました。しかし、2022年1月以降は新たな変異株の出現による感染再拡大の懸念などもあり、先行き不透明な状況は依然として継続しております。

当社グループが属する医療・介護業界につきましては、2022年1月1日現在、65歳以上人口が3,622万人、総人口の28.9%（総務省統計局人口推計－2022年1月報－）を占めるなど高齢化が確実に進行しており、当社グループに係るサービスの市場規模はますます拡大するものと思われれます。

こうした環境の中、当社グループは、介護医療関連事業の主力サービスである「CS（ケア・サポート）セット」をより普及・拡大させるために、当連結会計年度に営業を開始した千葉支店（千葉県千葉市）を含めた全国24ヶ所の本支店から、営業活動を施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して展開してまいりました。

これにより、当社グループにおける当連結会計年度の新規契約の施設数は264施設、契約終了施設数は64施設となり、当連結会計年度末のCSセット導入数は、前連結会計年度末より200施設増加し1,814施設となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は31,635,891千円（前期比21.4%増）、営業利益は2,798,670千円（同35.3%増）、経常利益は2,818,548千円（同31.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,905,925千円（同31.8%増）となりました。

なお、当社は、2021年1月1日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。これは、投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的として実施したものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額は、83,906千円であります。

その主なものは、車両の入替に伴う車両購入費用20,899千円、CSセット導入時に必要となるタブレット8,751千円、千葉支店開設に伴う内装工事費用等9,249千円、物流センター増床に伴う内装工事費用等8,208千円、子会社である株式会社エランサービスの広島支店移転に伴う内装工事費用等11,890千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 (2020年12月期)	第 28 期 [当連結会計年度] (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	18,585	21,518	26,056	31,635
経 常 利 益(百万円)	1,282	1,501	2,148	2,818
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	865	989	1,446	1,905
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	14.39	16.33	23.87	31.49
総 資 産(百万円)	7,824	9,236	11,689	13,947
純 資 産(百万円)	4,262	5,021	6,184	7,483
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	70.04	82.86	102.05	123.78

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
4. 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。
5. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 (2020年12月期)	第 28 期 [当事業年度] (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	16,474	18,948	26,055	31,608
経 常 利 益(百万円)	1,134	1,264	1,987	2,588
当 期 純 利 益(百万円)	781	852	1,641	1,767
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	13.00	14.06	27.09	29.20
総 資 産(百万円)	7,241	8,643	11,622	13,618
純 資 産(百万円)	4,078	4,699	6,057	7,218
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	67.00	77.54	99.96	119.39

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
4. 2020年1月1日付で当社を吸収合併存続会社、株式会社エルタスクを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。
5. 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。
6. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社エランサービス	10百万円	100.0%	個人向け請求代行業務、カスタマーサポート業務等
株式会社琉球エラン	30百万円	100.0%	CS（ケア・サポート）セット及びその周辺サービスの提供

(注) 2021年4月1日付で株式会社琉球エランを設立いたしました。

- ③ その他重要な企業結合等の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、高齢人口の増大に伴い、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率が継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当社事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社グループといたしましては、そのような外部環境の変化の中にあってもさらなる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

① 全国への営業・サービス網の整備

当社グループは、2021年4月に沖縄県那覇市に当社子会社である株式会社琉球エランを設立するとともに、2021年11月に千葉県千葉市に千葉支店を開設いたしました。これにより、沖縄県内並びに東京都23区内及び千葉県内において、地域に密着したより細やかで迅速なサービスを提供することができるようになりました。

当社グループは、過年度からの計画的な拠点開設及び大規模支店の二分割化の結果、2021年12月末時点で全国24ヶ所、2022年1月の金沢支店の分割により全国25ヶ所の本支店網となり、これらの本支店から全国の病院及び介護老人保健施設等に対して、CSセットの営業活動を進めております。今後も新たな支店又は営業所を開設し、営業拠点から施設までの距離を短縮し、迅速かつ細やかなサービスを提供するための体制を整備してまいります。

② 収益性の改善

CSセットは、サービス提供を行う施設ごとに各種の仕様決定を行うオーダーメイドタイプのサービスです。利用者へ提供するプランの内容（日額単価、衣類・タオル類の品目・品質等、日常生活用品の品目等）や運営方法（注文受付方法、納品・在庫管理方法等）は、施設や取引業者等との協議の上で個別に決定しております。当社グループは、これまで蓄積してきたノウハウを人材教育で共有することにより収益性を確保しております。しかし、CSセットのニーズの多様化に伴い、施設に常駐の受付スタッフを配置することや、日常生活用品の納品業務を外部委託すること、人件費の上昇や原油をはじめとするエネルギー価格の高騰

に伴う仕入価格の上昇の影響もあり、売上原価率もしくは売上高販管費比率が押し上げられる傾向にあります。

このため、当社グループは、生産性の高い組織へと変化させ、さらなる収益性の改善を図るため、主に以下に記載する「人材の育成」と「システム化の促進」を実行してまいります。

③ 人材の育成

当社グループは、従業員の成長なくして企業の成長はなく、当社グループが持続的に成長するためには、従業員の教育、育成による従業員の成長が必要不可欠な重要な課題であると認識しております。先輩従業員から直接指導を受ける実践型の人材教育（OJT）に加え、より短期間で優秀な人材を育成すべく、新卒採用者への教育プログラムとしてのメンター制度の確立や中堅・幹部従業員向けの各種研修を行っております。また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症流行期においても人材教育を進められるよう、集合研修に代えてオンラインによる研修を取り入れる等の工夫を行っております。今後は、将来的な海外展開を見据え、グローバルな人材の採用、育成にも力を入れてまいります。

④ システム化の促進

当社グループは、CSセットの運営にあたり各種の情報システムを利用しております。特に請求管理業務や購買管理業務は労働集約的な業務であり、CSセット契約施設数の増加に伴い、業務量及び当該業務に従事する従業員が増加する傾向にあります。このため、当社グループは、数年前からシステム化の促進に注力しており、今後もスピードを上げて対応する予定です。また、今後は、請求管理業務や購買管理業務以外の業務分野においても、生産性を高めるためのシステム化を図るとともに、AIやIT技術を活用した新たなビジネス展開の可能性を探ってまいります。

⑤ 付加価値の向上と知名度、ブランド力の向上

当社グループがCSセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」は、当社の上場及び業容の拡大によって、全国的に認知されるようになってきました。当社は、仕入先メーカーとのOEM契約による当社オリジナル商品の開発や、地域社会に対する協賛活動を図るなど、知名度や

ブランド力の向上に向けた取り組みを継続的に行っております。しかし、現状では、当社グループ及びCSセットサービスの認知度が十分な水準に達しているとはいえません。今後は、これらの知名度及びブランド力向上の施策に加えて、お客様の「困った」を解決する新たなサービスを展開し、付加価値のさらなる向上を図ることによって、入院セットサービスを提供するリーディングカンパニーとしてのブランド力を高めてまいります。

⑥ 顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上

当社グループのお客様は、病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者である個人です。当社は当該個人のお客様に対し、申込時に信用調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。このため、当社グループとしては、当該個人の顧客満足度を高めること及び利用料金の回収能力を高めることが重要な課題であると認識しております。

例えば、当社グループでは、顧客満足度を高めるために、顧客対応業務を行っている株式会社エランサービスにおいて、外国人からの問い合わせに対応した電話対応の多言語化、クレジットカード決済等の支払方法の多様化等を実施しております。また、当社グループは、カスタマーサポートセンターの営業時間のさらなる拡大（24時間対応）を行うなど、顧客満足度の向上に積極的に取り組んでおります。

また、利用料金の回収業務については、当社の債権管理部門が株式会社エランサービスと密に連携して、書面や電話による細やかな回収活動を実施しております。

当社グループは、引き続き、お客様であるCSセット利用者の顧客満足度の向上を図りながら、利用料金の回収能力の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

⑦ 感染症等の流行時や災害時における当事業の運営リスクへの対応

当社グループがCSセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」は、病院や介護老人保健施設等の施設で提供されています。

今後、治療法が確立されていない感染症が社会的に流行した場合や、広範囲にわたる地震、台風、豪雨のような大規模災害時には、施設が当社からの受託業務を履行できない事態が想定されます。これにより、施

設内におけるCSセットの運営が円滑に進まず、結果として、当社の売上高の減少につながる可能性があります。

当社としては、CSセットの運営業務のデジタル化を図るなど、施設内におけるCSセット運営業務の効率化を推進するとともに、感染症の流行時や大規模災害の発生時等の緊急時においても、現場の運営が円滑に進むよう、対応策を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
介護医療関連事業	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類・タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「CS（ケア・サポート）セット」を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	長野県松本市
松本村井事業所	長野県松本市
東 京 支 店 東 京 オ フ ィ ス	東京都港区
札 幌 支 店	北海道札幌市白石区
青 森 支 店	青森県青森市
秋 田 支 店	秋田県秋田市
盛 岡 支 店	岩手県盛岡市
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
千 葉 支 店	千葉県千葉市中央区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区
静 岡 支 店	静岡県静岡市葵区
相 模 原 支 店	神奈川県相模原市中央区
新 潟 支 店	新潟県新潟市中央区
金 沢 支 店	石川県金沢市
名古屋第一支店 名古屋第二支店	愛知県名古屋市中区
大阪第一支店 大阪第二支店	大阪府吹田市
岡 山 支 店	岡山県岡山市北区
広 島 支 店	広島県広島市中区
四 国 支 店	香川県高松市
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
南 九 州 支 店	熊本県熊本市中央区
沖 縄 支 店	沖縄県那覇市
函 館 営 業 所	北海道函館市

(注) 千葉支店は、2021年11月1日に開設いたしました。

② 子会社

株式会社エランサービス	本社（長野県松本市） 松本村井事業所（長野県松本市） 盛岡支店（岩手県盛岡市） 相模原支店（神奈川県相模原市中央区） 広島支店（広島県広島市中区）
株式会社琉球エラン	本社（沖縄県那覇市）

(7) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

320名（188名）（前期末比30名増（20名増））

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 前連結会計年度に比べ従業員数及び臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）が増加した主な理由は、業容拡大による新卒及び臨時雇用者採用による増員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
262名（65名）	27名増（10名増）	33.0歳	5.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（ ）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 前事業年度に比べ従業員数及び臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）が増加した主な理由は、業容拡大による新卒及び臨時雇用者採用による増員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 192,000,000株

(注) 2021年1月1日付で実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は96,000,000株増加し、発行可能株式総数は192,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 60,600,000株

(注) 2021年1月1日付で実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は30,300,000株増加し、発行済株式の総数は60,600,000株となっております。

③ 株主数 13,756名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
櫻 井 英 治	12,000,000株	19.80%
中 島 信 弘	9,240,000株	15.25%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,373,500株	8.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,449,200株	7.34%
株式会社SAKURAコーポレーション	3,760,000株	6.20%
株 式 会 社 N - S t y l e	3,160,000株	5.21%
株 式 会 社 E S	1,960,000株	3.23%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,668,300株	2.75%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	1,646,700株	2.72%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICE S LUXEMBOURG / J A S D E C S E C U R I T I E S / U C I T S A S S E T S	710,500株	1.17%

（注）持株比率は自己株式（969株）を控除して計算しております。なお、自己株式（969株）には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する当社株式（140,000株）は含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻 井 英 治	代表執行役員 株式会社琉球エラン代表取締役社長
常務取締役	峯 崎 友 宏	常務執行役員 運営管理本部長
取 締 役	秋 山 大 樹	執行役員 管理本部長
取 締 役	櫻 井 貴 夫	執行役員 営業本部長
取 締 役	江 守 直 美	公益社団法人日本看護協会地区理事 公益社団法人福井県看護協会会長
取 締 役 (常勤監査等委員)	江 山 弘	株式会社エランサービス監査役 株式会社琉球エラン監査役
取 締 役 (監査等委員)	藤 田 幸 司	
取 締 役 (監査等委員)	高 木 伸 行	株式会社C&Fロジホールディングス社外取締役(監査等委員) 株式会社ロッテ非常勤顧問 中野冷機株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	愛 川 直 秀	愛川法律事務所所長

- (注) 1. 取締役 江守直美氏、取締役(監査等委員) 藤田幸司氏、取締役(監査等委員) 高木伸行氏及び取締役(監査等委員) 愛川直秀氏は社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、江山弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(常勤監査等委員) 江山弘氏は、当社の上場以前から経理部門の基盤構築に尽力した経験や税理士法人において税務・会計関連の専門的な業務に従事した経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役 江守直美氏、取締役（監査等委員）藤田幸司氏、取締役（監査等委員）高木伸行氏及び取締役（監査等委員）愛川直秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員（取締役兼務者を除く）の状況（2021年12月31日現在）

氏名	担当及び重要な兼職の状況
原 秀 雄	執行役員 I R室長
半 田 正 道	執行役員 事業開発本部長 株式会社琉球エラン取締役
石 塚 明	執行役員 経営戦略本部長 クラシコ株式会社社外取締役
鈴 木 隆 二	執行役員 業務本部長 株式会社エランサービス代表取締役社長
狩 野 雄 祐	執行役員 営業本部 副本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役江守直美氏及び各監査等委員である取締役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、当該保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役並びに執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等に基づく被保険者自身の損害は、填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 役員報酬の種類・基本方針

当社の業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役以外の取締役をいいます。）の役員報酬は、役職に応じて設定される固定報酬（月額報酬）と業績に応じて変動する業績連動報酬（役員賞与）の形態で支給されます。また、業績連動報酬（役員賞与）は、金銭報酬と株式報酬の形態で支給されます。一方、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役は、その役割と独立性の観点から、金銭報酬による固定報酬（月額報酬）のみが支給されます。

2. 固定報酬（月額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬（月額報酬）の決定に際しては、その基準となる役職ごとにテーブルを定めております。金額水準については、外部の第三者機関の調査データなどを参考とし、取締役会の任意の諮問機関として設置している独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会における社外取締役の意見等を踏まえながら、決定しております。

3. 業績連動報酬（役員賞与）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

業務執行取締役に対する業績連動報酬（役員賞与）の個人別支給総額は、連結営業利益の達成割合並びに役割及び会社への貢献度を勘案して、決定しております。連結営業利益を指標として採用

した理由は、成長ステージにある当社の企業価値向上の貢献をよりの確に反映する指標であるとともに、客観的にも明確な指標であり、業績連動報酬の客観性・透明性を高めることが可能と判断しているためであります。業績連動報酬（役員賞与）は、金銭報酬と株式報酬で構成されます。このうち、株式報酬については、各事業年度において、役位、貢献度、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが役員ごとに付与され、当該付与されたポイントに応じた金額が株式報酬額となります。一方、金銭報酬については、業績連動報酬（役員賞与）の個人別支給総額から、当該株式報酬額を控除した残額として支給されます。なお、株式報酬に係る付与ポイントは、中期経営計画の達成度に応じて変動し確定します。対象となる役員は、確定したポイントに応じて、原則として退任後に株式の給付を受けます。

4. 業績連動報酬（役員賞与）の個人別の報酬等の額に関する割合の決定に関する方針

固定報酬（月額報酬）と業績連動報酬（役員賞与）の支給割合については、適切な割合となるよう、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその内容を決定いたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の役員報酬は、指名・報酬委員会の答申を経て、役割や会社への貢献度等を勘案して取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定いたします。なお、代表取締役社長は、業務執行取締役の個人別報酬額の決定について、指名・報酬委員会の決定した原案を尊重いたします。

6. 指名・報酬委員会の活動内容

当社の指名・報酬委員会は、取締役及び執行役員の指名並びに取締役及び執行役員の報酬等に係る事項について審議し、その結果を取締役に報告する役割をもち、取締役会の下での諮問機関として、その過半数を独立社外取締役が委員となって審議を実施しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の 数
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (株式報酬)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	196,600千円 (6,000千円)	115,800千円 (6,000千円)	55,697千円 (-千円)	25,102千円 (-千円)	6名 (1名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	30,000千円 (18,000千円)	30,000千円 (18,000千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	226,600千円 (24,000千円)	145,800千円 (24,000千円)	55,697千円 (-千円)	25,102千円 (-千円)	10名 (4名)

- (注) 1. 上表には、2021年3月23日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第26回定時株主総会において、年額460百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、5名（うち社外取締役1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第26回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）は、4名（うち社外取締役3名）です。
4. 業績連動報酬（役員賞与）に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は2,798,670千円であります。また、当該指標を選択した理由は、イ. 「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 業績連動報酬（役員賞与）は、金銭報酬と株式報酬の形態で支給されます。業績連動報酬（役員賞与）の金銭報酬部分は、固定報酬（月額報酬）と合わせて、上記の注2の株主総会決議の範囲内で適切に決定されております。また、業績連動報酬（役員賞与）の株式報酬部分については、2021年3月23日開催の第27回定時株主総会において決議いただいた、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」に係る、取締役に付与される1事業年度当りの上限ポイント数120,000ポイントの範囲内で適切に決定されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、4名です。上表の株式報酬については、当該制度に基づき費用計上した額を記載しております。

6. 取締役の役員報酬は、取締役会から一任を受けた代表取締役社長櫻井英治が、指名・報酬委員会の審議を経て、各取締役の役割や会社への貢献度等を勘案して決定しております。取締役会が代表取締役社長に委任した理由は、各取締役の担当職務について評価を行うためには、当社全体の状況及び各取締役の業務執行状況を掌握している必要があり、代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 江守直美氏は、公益社団法人日本看護協会地区理事及び公益社団法人福井県看護協会会長であります。当社と各兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高木伸行氏は、株式会社C & F ロジホールディングスの社外取締役（監査等委員）、株式会社ロッテ非常勤顧問及び中野冷機株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）愛川直秀氏は、愛川法律事務所所長であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況及び社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
取締役 江 守 直 美	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる医療現場での経験を基に、看護や医療の観点から当社事業に寄与する助言指導を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員） 藤 田 幸 司	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる上場会社での経営経験等に基づき、審議に必要な助言、提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員である取締役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 高 木 伸 行	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。</p> <p>社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員である取締役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 愛 川 直 秀	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査の方法その他監査等委員である取締役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(5) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ロ. 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
 - ハ. 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - ニ. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
 - ロ. リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。
 - ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 代表取締役社長は、取締役会の決議により委任を受けた重要な業務執行の決定事項について、代表取締役社長の諮問機関である経営会議による審議を経たうえで意思決定する。
 - ハ. 経営会議は、「経営会議規程」に基づき、業務執行取締役を含む執行役員、常勤監査等委員及び代表取締役社長が指名する者で構成され、毎月2回、経営に関する重要事項等を審議する。
 - ニ. 取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査等委員会に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
 - ホ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査等委員会へ報告する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は「関係会社管理規程」に基づき事前に当社の承認を必要とすることなどにより子会社経営の適正性を担保しながら、子会社の経営の自主性

及び独立性を促進するため、子会社の取締役会付議事項の見直し等による権限移譲を進め、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのコンプライアンスの強化を図る体制を整備するほか、当社の監査等委員会及び内部監査室による監査により、当社グループの業務執行の適正性を検証する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人を配置する。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人の選任、人事考課に関して意見を述べるのできるものとする。また、配置された監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人の出席を通じて監査等委員会に職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査等委員会の構成員である常勤監査等委員も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査等委員会に直接報告することもできる。

- ロ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。

- ハ. その他の事項に関しても、監査等委員会から報告を求められた場合には、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - 二. 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。
- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制
- イ. 当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社子会社の監査役に報告するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。
 - ロ. 当社の管理担当部門は、当社子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査等委員会にその内容を報告する。
 - ハ. 当社子会社の取締役及び使用人は、「グループ内部通報規程」に基づき、内部通報制度の通報窓口である当社の常勤監査等委員を通じて、監査等委員会へ直接報告することもできる。
 - 二. 子会社の監査役、当社の管理担当部門及び監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
 - ロ. 監査等委員会は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人による内部監査への立会を行う。
 - ハ. 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- 二. 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、代表取締役社長及び監査等委員会への報告を行うほか、内部監査室室長が定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、総務部を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

C Sセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に報告が行われております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うとともに、毎月2回の経営会議において、経営に関する重要事項等を審議するほか、「業務

分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は執行役員が子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社において毎月1回の定時取締役会を開催し、子会社の情報共有、経営課題の審議を実施しております。

さらに、子会社の代表取締役社長に就任している当社の代表取締役社長及び執行役員が、当社における毎月2回の経営会議で、子会社の状況報告を実施しております。

また、当社の内部監査室が子会社の取締役及び使用人の職務の適正性を確認するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の補助スタッフは配置しておりませんが、経営管理部の担当者が取締役会開催時等において監査等委員会の補助を実施しております。

- ⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

使用人から監査等委員会への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査等委員会から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査等委員会への報告を行っております。

- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制

毎月2回開催される当社の経営会議において、子会社の代表取締役社長に就任している当社の代表取締役社長及び執行役員が子会社の状況報告を実施しております。また、子会社に係る法令及び規程に定め

られた事項並びに子会社の監査役から報告を求められた事項について、当社の経営管理部が子会社の取締役及び使用人から報告を受けた場合には、速やかに当該事項を当社の監査等委員会に報告することとしております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査等委員の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保の状況、各事業年度における利益水準、次期以降の業績及び資金需要に関する見通し等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の用途につきましては、営業拠点網の拡充のための設備投資資金、請求関連業務や購買関連業務等に関する情報システムへの投資資金、新規事業開発資金等に充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,129,983	流動負債	6,417,063
現金及び預金	5,632,051	買掛金	4,868,493
売掛金	3,891,204	未払金	547,426
商 品	1,068,647	未払費用	69,437
貯 蔵 品	11,640	未払法人税等	610,067
未収入金	1,957,416	未払消費税等	236,865
その他	55,927	その他	84,773
貸倒引当金	△486,903	固定負債	47,013
固定資産	1,817,816	株式給付引当金	13,858
有形固定資産	341,085	役員株式給付引当金	31,417
建物及び構築物	153,708	その他	1,737
機械装置及び運搬具	34,756	負債合計	6,464,077
土 地	114,018	(純資産の部)	
その他	38,600	株主資本	7,494,363
無形固定資産	105,421	資本金	573,496
ソフトウェア	73,066	資本剰余金	543,496
のれん	9,771	利益剰余金	6,574,561
その他	22,583	自己株式	△197,189
投資その他の資産	1,371,309	その他の包括利益累計額	△10,640
投資有価証券	941,920	その他有価証券 評価差額金	△10,640
繰延税金資産	350,189		
その他	168,518	純資産合計	7,483,722
貸倒引当金	△89,318	負債純資産合計	13,947,800
資産合計	13,947,800		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		31,635,891
売 上 原 価		23,758,949
売 上 総 利 益		7,876,942
販売費及び一般管理費		5,078,271
営 業 利 益		2,798,670
営 業 外 収 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,595	
助 成 金 収 入	3,155	
受 取 遅 延 損 害 金	15,868	
そ の 他	5,231	25,851
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	1,447	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,159	
そ の 他	1,367	5,974
経 常 利 益		2,818,548
税金等調整前当期純利益		2,815,548
法人税、住民税及び事業税	972,590	
法人税等調整額	△59,967	912,622
当 期 純 利 益		1,905,925
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,905,925

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	573,496	543,496	5,092,828	△320	6,209,500
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△424,193		△424,193
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,905,925		1,905,925
自己株式の取得				△196,869	△196,869
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,481,732	△196,869	1,284,862
当 期 末 残 高	573,496	543,496	6,574,561	△197,189	7,494,363

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△25,297	△25,297	6,184,203
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△424,193
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,905,925
自己株式の取得			△196,869
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	14,657	14,657	14,657
当 期 変 動 額 合 計	14,657	14,657	1,299,519
当 期 末 残 高	△10,640	△10,640	7,483,722

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,795,414	流動負債	6,352,695
現金及び預金	5,212,430	買掛金	4,815,948
売掛金	3,891,204	リース債務	1,302
商品	1,068,647	未払金	685,848
前払費用	34,469	未払費用	68,702
未収入金	2,042,755	未払法人税等	543,839
その他	32,007	未払消費税等	154,209
貸倒引当金	△486,099	従業員預り金	33,555
		その他	49,289
固定資産	1,822,613	固定負債	47,013
有形固定資産	329,426	リース債務	1,737
建物	143,529	株式給付引当金	13,858
構築物	939	役員株式給付引当金	31,417
車両運搬具	34,756		
工具、器具及び備品	33,418	負債合計	6,399,709
土地	114,018	(純資産の部)	
リース資産	2,763	株主資本	7,228,959
無形固定資産	105,421	資本金	573,496
ソフトウェア	73,066	資本剰余金	543,496
のれん	9,771	資本準備金	543,496
その他	22,583	利益剰余金	6,309,156
投資その他の資産	1,387,764	利益準備金	7,500
投資有価証券	725,297	その他利益剰余金	6,301,656
関係会社株式	256,623	別途積立金	12,500
敷金	60,375	繰越利益剰余金	6,289,156
繰延税金資産	332,924	自己株式	△197,189
その他	101,862	評価・換算差額等	△10,640
貸倒引当金	△89,318	その他有価証券	△10,640
		評価差額金	△10,640
		純資産合計	7,218,318
資産合計	13,618,027	負債純資産合計	13,618,027

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		31,608,553
売 上 原 価		23,743,809
売 上 総 利 益		7,864,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,063,344
営 業 利 益		1,801,399
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50	
受 取 配 当 金	31,801	
受 取 家 賃	545	
固 定 資 産 売 却 益	1,595	
助 成 金 収 入	3,155	
業 務 受 託 収 入	109,860	
経 営 指 導 料	35,740	
受 取 出 向 料	524,765	
そ の 他	85,877	793,392
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	1,447	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,159	
そ の 他	1,367	5,974
経 常 利 益		2,588,817
税 引 前 当 期 純 利 益		2,588,817
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	874,288	
法 人 税 等 調 整 額	△52,571	821,717
当 期 純 利 益		1,767,100

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	4,946,249
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△424,193
当 期 純 利 益						1,767,100
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	1,342,906
当 期 末 残 高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	6,289,156

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	4,966,249	△320	6,082,921	△25,297	△25,297	6,057,624
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△424,193		△424,193			△424,193
当 期 純 利 益	1,767,100		1,767,100			1,767,100
自己株式の取得		△196,869	△196,869			△196,869
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				14,657	14,657	14,657
当 期 変 動 額 合 計	1,342,906	△196,869	1,146,037	14,657	14,657	1,160,694
当 期 末 残 高	6,309,156	△197,189	7,228,959	△10,640	△10,640	7,218,318

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社エラン

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

公認会計士 下 条 修 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エランの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社エラン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 陸田雅彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下条修司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エランの2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社 エラン 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 江 山 弘 ㊞

監 査 等 委 員 藤 田 幸 司 ㊞

監 査 等 委 員 高 木 伸 行 ㊞

監 査 等 委 員 愛 川 直 秀 ㊞

(注) 監査等委員 藤田幸司、高木伸行及び愛川直秀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら今後の事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額545,391,279円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 変更案第2条は、今後の事業範囲の拡大、多様化及び新事業への展開等に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第14条、第22条及び第23条は、株主総会及び取締役会の招集権者等の変更を行うとともに、取締役会長等に関する規律を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～(20)(省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(21) 前各号に関連または附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～(20) (現行どおり)</p> <p><u>(21) 信託業及び信託契約代理業</u></p> <p><u>(22) 前各号に関連または附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="137 190 545 250"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="137 258 549 515"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="311 560 374 586">(新設)</p> <p data-bbox="137 964 426 990">第16条～第18条 (省略)</p> <p data-bbox="137 1041 499 1106">第4章 取締役及び取締役会 第19条～第21条 (省略)</p>	<p data-bbox="745 190 808 216">(削除)</p> <p data-bbox="574 560 762 586"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="574 594 986 719"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="574 727 982 919"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="574 964 930 990">第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="574 1041 930 1106">第4章 取締役及び取締役会 第19条～第21条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議で定める。</p> <p>2. <u>代表取締役のうち1名は取締役社長とし、代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第31条 （省略）</p> <p>第5章 監査等委員会 第32条～第36条 （省略）</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議で定める。<u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第31条 （現行どおり）</p> <p>第5章 監査等委員会 第32条～第36条 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="137 182 453 243">第6章 会計監査人 第37条～第39条 (省略)</p> <p data-bbox="137 288 426 349">第7章 計算 第40条～第43条 (省略)</p> <p data-bbox="137 394 546 520">附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p data-bbox="309 565 376 591">(新設)</p>	<p data-bbox="573 182 934 243">第6章 会計監査人 第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 288 934 349">第7章 計算 第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 394 982 520">附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 565 991 1164"> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> </p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さくら い ひで はる 櫻井英治 (1970年3月28日)	1988年4月 株式会社ホンダクリオ相模原（現株式会社ホンダカーズ神奈川西）入社 1990年1月 日本コロンビアDCS販売株式会社入社 1991年2月 有限会社嘉豊（現株式会社ぴーぷる）入社 1995年2月 当社設立 代表取締役就任 2008年11月 株式会社エルタスク代表取締役就任 2016年10月 当社代表取締役社長営業本部長 2017年2月 株式会社エルタスク代表取締役会長就任 2018年1月 当社代表取締役社長（現任） 2020年3月 当社代表執行役員（現任） 2021年4月 株式会社琉球エラン代表取締役社長就任（現任）	12,000,000株
(取締役候補者とした理由) 櫻井英治氏は、当社創業以来、創業者として、強力なリーダーシップと実行力により、入院セットを組織的にビジネス展開し、当社を同ビジネスのパイオニアたる地位にまでけん引してまいりました。引き続き事業推進の要として当社経営を担うことが当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	みね ざき とも ひろ 峯 崎 友 宏 (1972年9月7日)	1997年4月 中島雄三税理士事務所入所 1999年12月 有限会社アイ・エス・オー入社 2003年8月 当社入社 2009年1月 当社営業部長 2011年7月 当社取締役就任 営業部長 2012年10月 当社取締役東日本エリア営業部長 2014年3月 当社取締役（営業管掌） 2016年2月 当社取締役営業部長 2016年10月 当社取締役営業副本部長 2017年2月 株式会社エルタスク取締役就任 2018年1月 当社取締役業務本部長 2018年9月 株式会社エランサービス取締役就 任 2019年1月 当社取締役営業副本部長 2020年1月 当社取締役営業本部長 2020年3月 当社執行役員 2021年1月 当社取締役 営業管掌 2021年3月 当社常務取締役運営管理本部長兼 当社常務執行役員（現任）	480,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>峯崎友宏氏は、入社以来、介護医療関連事業の立ち上げ期からのメンバーとして、一貫して営業活動により当事業の発展に貢献してまいりました。2018年には業務本部を管掌し、個人請求業務を行う組織のマネジメントを経験したうえで、2019年に営業本部に戻り、2020年からは営業本部長として当社の業績向上に多大な貢献をしました。2021年3月からは、運営管理本部を管掌するとともに、常務取締役として、より大所高所からの経営的な役割を担っております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	あき やま だい き 秋 山 大 樹 (1978年9月17日)	2003年11月 税理士法人山田&パートナーズ入 所 2012年3月 当社入社 2017年2月 株式会社エルタスク取締役就任 2017年4月 当社管理本部経営管理部長 2019年1月 当社管理本部長兼経営管理部長 株式会社エルタスク監査役就任 2019年3月 当社取締役就任 管理本部長兼経 営管理部長 2020年1月 当社取締役管理本部長（現任） 2020年3月 当社執行役員（現任） 2020年3月 株式会社エランサービス取締役就 任	40,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>秋山大樹氏は、公認会計士としての経理財務分野に関する高い識見に加えて、当社管理本部長として、事業規模拡大を続ける当社の経営管理業務に多大な貢献をしております。2017年2月に株式会社エルタスクの取締役に就任し、2019年3月には当社取締役に就任し、経営に関する経験値を積み重ねております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
4	さくら い たか お 櫻 井 貴 夫 (1973年6月9日)	2000年11月 当社入社 2014年4月 当社東日本エリア営業部 部長 2019年1月 当社営業本部 部長 2020年1月 当社営業本部 副本部長 2020年3月 当社執行役員（現任） 2021年1月 当社営業本部長 2021年3月 当社取締役就任 営業本部長（現 任）	172,285株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>櫻井貴夫氏は、入社以来、介護医療関連事業の立ち上げ期からのメンバーとして、一貫して営業活動により当社事業の発展に貢献してまいりました。当社営業部門の要職を歴任することで、当社の営業活動に精通しており、2020年に執行役員、2021年3月から取締役営業本部長に就任しております。これらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	※ 石 塚 明 (1970年8月8日)	2005年8月 メディカル・ケア・サービス株式 会社取締役就任 2010年3月 同社常務取締役就任 2016年3月 三光ソフラン株式会社常務取締役 就任 2016年10月 株式会社リアルワールド執行役員 就任 2017年4月 同社執行役員CFO 2017年12月 同社取締役CFO 2019年4月 当社入社 2019年7月 当社総務人事本部長 兼 人事部長 2020年1月 当社経営戦略本部長 兼 経営企画 部長 (現任) 2020年3月 当社執行役員就任 (現任) 2021年12月 クラシコ株式会社社外取締役就任 (現任)	-株
(取締役候補者とした理由) 石塚明氏は、複数の業界におけるマネジメント経験と幅広い知見を有しているとともに、当社入社以来、人事企画、経営企画などの経営戦略業務を担当し、多くの経営課題に取り組んでおります。2020年に執行役員及び経営戦略本部長に就任するなど、当社に貢献してまいりました。これらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
6	え もり なお み 江 守 直 美 (1959年2月21日)	1980年 4 月 京都第一赤十字病院 入職 1983年 4 月 福井医科大学医学部附属病院 入職 富山医科薬科大学医学部附属病院 出向 1989年 4 月 福井医科大学医学部附属病院 副看護婦長 1991年 4 月 同院 看護婦長 2013年 4 月 福井大学医学部附属病院 副看護 部長 2015年 4 月 同院 看護部長・副病院長 2019年 6 月 公益社団法人日本看護協会 地区理事（現任） 公益社団法人福井県看護協会 会長（現任） 2020年 3 月 当社社外取締役就任(現任)	一 株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>江守直美氏は、長年にわたり大型急性期病院の看護業務に従事され、看護実践、看護管理、看護教育、研究活動、学会・社会活動に幅広く活躍されております。同氏は、当社社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、看護や医療に関する幅広い見識と経験を有しており、その経歴と経験を活かし、看護や医療の観点からの助言指導等により、引き続き、当社の事業拡大に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 江守直美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 江守直美氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、江守直美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、選任が承認された場合、当社は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し

て、当該保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役並びに執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等に基づく被保険者自身の損害は、填補の対象としないこととしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、江守直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	江山 弘 (1970年2月2日)	2007年11月 当社入社 2012年4月 株式会社総合会計入社 2014年11月 税理士法人総合会計入所 2016年10月 当社入社 2018年1月 当社内部監査室室長 2019年1月 当社専務取締役付次長 2019年3月 株式会社エルタスク監査役就任 株式会社エランサービス監査役就任（現任） 2019年3月 当社常勤監査役就任 2020年3月 当社取締役就任（監査等委員・常勤）（現任） 2021年4月 株式会社琉球エラン監査役就任（現任）	2,000株
（取締役候補者とした理由） 江山弘氏は、当社の上場以前から経理部門の基盤構築に尽力した経験を有し、加えて、内部監査業務を通じて当社の事業内容及び管理体制等に精通しております。また、税務・会計関連の専門的な知見を基礎に、当社内部監査部門の責任者として当社の監査体制の充実・強化に貢献してまいりました。これらの知識と経験に基づいて、2019年3月に当社の常勤監査役に就任した後、2020年3月に監査等委員である取締役に就任しております。引き続きこれらの知識、経験を活かして当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者としたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	ふじ た こう し 藤 田 幸 司 (1953年1月29日)	1976年 4 月 第一中央汽船株式会社入社 2006年 6 月 同社取締役就任 2009年 6 月 同社取締役常務執行役員 2013年 6 月 同社代表取締役専務執行役員 2017年 3 月 当社社外取締役就任 2020年 3 月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>藤田幸司氏は、上場会社において取締役の立場で経営に長年にわたって携わられていることから、当社社外取締役（監査等委員）に就任していただいております。長年にわたる経営の経験により、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員である取締役の候補者といいたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	たか ぎ のぶ ゆき 高 木 伸 行 (1953年2月25日)	1977年 4月 野村証券株式会社入社 1997年 6月 同社金融研究所企業調査部長 1998年12月 同社引受審査部長 2004年 7月 同社金融経済研究所企業調査部長 2007年 7月 同社金融経済研究所長兼投資調査 部長 2009年 2月 同社グローバルリサーチ本部リサ ーチ・マネージング・ダイレクタ ー 2009年 3月 国立大学法人滋賀大学経済学部附 属リスク研究センター客員教授 2009年 4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメ ント研究科非常勤講師 2013年 3月 当社社外監査役就任 2013年 6月 名糖運輸株式会社社外監査役就任 2015年10月 株式会社C&Fロジホールディン グス社外監査役就任 2016年 2月 株式会社ラフト・ジャパン社外取 締役就任 2017年 5月 株式会社ロッテ非常勤顧問（現 任） 2019年 3月 中野冷機株式会社社外取締役就任 （現任） 2019年 6月 株式会社C&Fロジホールディン グス社外取締役就任（監査等委 員）（現任） 2020年 3月 当社社外取締役就任（監査等委 員）（現任）	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>高木伸行氏は、証券会社出身であり、幅広い資本市場に関する見識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社社外取締役（監査等委員）として、当社の監査体制の充実・強化に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後も引き続き、資本市場に関する幅広い見識、経験を活かして、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	あい かわ なお ひで 愛 川 直 秀 (1977年9月17日)	2004年10月 三浦法律事務所入所 2007年 9 月 愛川法律事務所開設 同事務所所長（現任） 2007年10月 国立大学法人信州大学教育学部非 常勤講師 2011年 4 月 国立大学法人信州大学大学院法曹 法務研究科特任准教授 2014年 3 月 当社社外監査役就任 2020年 3 月 当社社外取締役就任（監査等委 員）（現任）	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>愛川直秀氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社社外取締役（監査等委員）として、当社の監査体制の充実・強化に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後も引き続き、弁護士としての幅広い見識、経験を活かして、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤田幸司氏、高木伸行氏及び愛川直秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤田幸司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。高木伸行氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。愛川直秀氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、江山弘氏、藤田幸司氏、高木伸行氏及び愛川直秀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、当該保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当

該保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役並びに執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等に基づく被保険者自身の損害は、填補の対象としないこととしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、藤田幸司氏、高木伸行氏及び愛川直秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合、当社は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

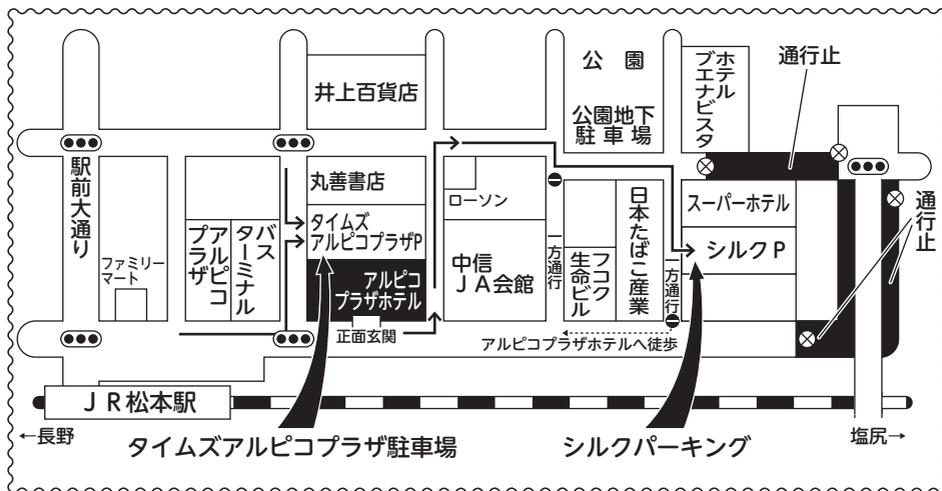
株主総会会場ご案内図

会 場

長野県松本市深志1-3-21

アルピコプラザホテル 3階「ミヤビエ」

Tel.0263-36-5055



◆ 駐車場のご案内

お車でお越しの際には、以下のホテル提携駐車場を、ご利用いただけます。

□ タイムズアルピコプラザ駐車場：

全長5m・車高2.1m・車幅1.9m・重量2.5t以内

□ シルクパーキング：全長5m・車高2.1m・車幅1.7m以内

※ ホテル提携駐車場をご利用の折には、お帰りの際に「駐車券」と株主総会受付にてお渡しする「ご利用券」を、ホテルフロントへご提示ください。

[交通] J R 松本駅東口より 徒歩3分

長野自動車道松本I.C.より 車約15分